

## 令和2年3月 定例教育委員会

日 時 令和2年3月26日(木) 9時30分～

場 所 総合教育センター2階中研修室1・2

### 出席者

(教育委員)

西本教育長 中島教育長職務代理者 合田委員 内海委員 萩原委員

(事務局)

池田教育次長兼新しい学校推進室長 陣内教育次長兼学校教育課長 小田副理事兼社会教育課長 友永総合教育センター長兼総合教育センター課長 松尾総務課長 吉田学校保健課長 山口文化財課長 嶋田スポーツ振興課長 梶山教育センター所長 坂口図書館長 近藤青少年教育センター所長 熊本総務課長補佐

### 欠席者

なし

傍聴者 0名

### 内 容

(1)教育長報告

(2)令和2年1月分議事録の確認

(3)議 題

- ①機構見直しに伴う教育委員会所管の規則・規程の一部改正の件
- ②附属機関に係る条例の規定の統一化に伴う教育委員会所管の規則の一部改正の件
- ③佐世保市奨学資金貸付条例施行規則の一部改正の件
- ④佐世保市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正の件
- ⑤佐世保市学校運営協議会規則の一部改正の件
- ⑥佐世保市立小・中学校及び義務教育学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の件
- ⑦独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の一部改正の件
- ⑧佐世保市博物館島瀬美術センター条例施行規則の廃止の件
- ⑨佐世保市立図書館運営方針の件

(4)協議事項

- ①令和3年度使用中学校教科用図書採択について

(5)報告事項

- ①「夏休みの友」の在り方に係る答申について
- ②新型コロナウイルス感染症にかかる公民館利用への影響について

- ③佐世保市博物館島瀬美術センター条例施行規則制定に関する協議について
- ④日本遺産「鎮守府」映像作品DVDの販売について
- ⑤令和2年度佐世保市フルタイム会計年度任用職員の募集について
- ⑥東京2020オリンピックに係る本市聖火リレーの延期について

(6) その他

- ①②及び③を秘密会とする件
- ②（議題）教職員の体罰及び不適切な指導に対する校長の指導の件
- ③（報告事項）学校運営状況について
- ④次回開催予定について

◆ 教育長報告

- 2月27日 臨時教育委員会  
県公民館大会実行委員会  
佐世保市体育協会スポーツ表彰表彰式
- 3月 2日 小学校定例校長研修会
- 3月 6日 中学校定例副校長・教頭研修会
- 3月 9日 小学校定例副校長・教頭研修会
- 3月10日 寄附金贈呈式（佐世保管工事組合）
- 3月11日 前期教育委員会
- 3月23日 感謝状贈呈（佐世保管工事組合）  
佐世保明るい社会づくり運動推進協議会運営委員会
- 3月24日 交通安全のぼり鯉贈呈式  
社会教育委員の会
- 3月25日 鹿町海洋スポーツ基地訪問

【西本教育長】

それでは、定刻になりましたので、3月の定例の教育委員会を開きたいと思っております。

まず、3月19日に3月の定例市議会も終わりました。予算の承認もいただき、特に委員会の審議の中でも指摘はありませんでした。

それから、もうご案内のとおりですけれども、新型コロナウイルス対策で、3月4日から24日まで臨時休業といたしておりました。感染予防については万全を期すようにという内容で皆様にお知らせした。本来ならば、教育委員会を開いて決定をすべきだと思っておりましたが、月曜日に決めて、火曜日が修了式でございましたので、コロナ対策本部会議の中で決定したということで、各学校のほうには通知をさせていただき、同時に皆様方にはお集まりいただくことなくお知らせをしたということでございます。どうぞご理解をお願いしたいと思っております。

おかげさまで修了式も、卒業式も何事もなく、大変心のこもった卒業式であったという報告が寄せられております。

それから、この臨時休業期間中、大変心配されましたのは、家の子どもたちの監護についてどうするかということで、学童クラブのほうにお願いをいたしておりましたら、73児童クラブ全てが日中も含めて受け入れていただくということでございましたので、一定、対応はできておりました。1年生から3年生までで、どうしても児童クラブで対応できない子がいるというときには、学校に来ていいよというお話もさせていただいて

おりましたが、291名が来て対応をしているところでございました。一番多かったところで、日に12名ほどというぐらいでしたが、おおむねこれも特に支障なく対応ができたものと思っております。これについては、明日、27日、市長が臨時の記者会見を開きまして、コロナ対策について一定報告を、教育委員会のみならずお話をすることになっておりますので、その中でも触れていただこうと思っております。ほんとうに学童クラブの皆さんにはよくしていただいたという、ほんとうにありがたいなという感謝の念でいっぱいございました。

それでは、早速内容に入っていきたいと思えます。

まず、令和2年1月の議事録の確認でございますけれども、それぞれにもうお手元にお配りさせていただいておりますが、内容について何かご質疑等ございますでしょうか。

**【全委員】**

ありません。

**【西本教育長】**

はい。それでは、よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、(3)の議題です。

①機構見直しに伴う教育委員会所管の規則・規程の一部改正の件ということで、当日配付資料に基づいて説明をしていただきたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

総務課長。

**【松尾総務課長】**

右上に当日配付①としている資料をごらんください。4月1日から機構改革に伴う規則の改正をいたしております。

内容の説明をさせていただきます。8ページをお開きいただけますでしょうか。新旧対照表を添付させていただいております。左側が改正前、右側が改正後でございます。

まずは、教育委員会の事務処理規程についてです。ちょうど右側の改正後の表をつけておりますけれども、教育委員会に部制をしきたいと思っております。教育総務部と学校教育部をそれぞれ設立いたしまして、表にありますとおり、事務局では、教育総務部に総務課、社会教育課、文化財課、スポーツ振興課、新しい学校推進室を配置したいと思っております。学校教育部のほうは、学校教育課、学校保健課、総合教育センター課を配置したいと思えます。

9ページをお開きいただけますでしょうか。

部制の配置に伴いまして、各課の業務についても部ごとに整理をいたしましたが、内容については変わりがございません。教育委員会の庶務は引き続き総務課で学校教育部に関することも担っていきたいと考えております。

続きまして、13ページをごらんいただけますでしょうか。

これも同じく右側の改正後の表の中を見ていただきたいと思いますのですけれども、機構改革のもう一つとして、学校に関する情報教育及び情報環境、それに伴うセキュリティーに関する業務を、教育センターから総合教育センター課に所管替えをいたします。その関係で、総合教育センターの分掌規定の4番に学校の情報環境及び情報セキュリティーに関することをつけ加えさせていただきますいております。

ほかの改正につきましては、以上2点に関わる定の改正を行っているものでございます。

以上が庶務規定の説明でございます。

さらに35ページをお開きいただけますでしょうか。

続きまして、教育委員会の職名等規則の改正でございます。同じく左側が改正前で、右側が改正後でございますけれども、教育次長とあったものを部長、次長と改正しております。

さらに41ページをお開きいただけますでしょうか。

これが吉井地区及び世知原地区体育施設の条例施行規則でございますけれども、申請書、決裁の欄に、これまで教育次長と入れておりましたので、ここを部長に訂正をしたいと思っております。同様の改正が、宇久地区の体育施設条例施行規則、さらに江迎地区体育施設施行条例規則も同じように申請書の欄に教育次長の言葉がありますが、それを部長に訂正をさせていただきます。

説明は以上でございます。

#### 【西本教育長】

ただいま①の機構見直しに伴う所管の規則・規程の一部改正の件について説明がございました。委員の皆様から何かご質疑等ございますでしょうか。

#### 【全委員】

ありません。

#### 【西本教育長】

補足ですけれども、市長部局にはいわゆる政策担当に、副部長というポストができております。ただ、水道局、教育委員会には副部長は今回置いていないということでございます。

それでは、次の議題です。②附属機関に係る条例の規定の統一化に伴う教育委員会所管の規則の一部改正の件で、事務局から説明をお願いいたします。

総務課長。

#### 【松尾総務課長】

続きまして、事前に配付をしておりました、右上に事前配付資料1と書いてあります

資料のほうをごらんください。

1 ページ目、右上のほうに議題②と書いております、附属機関に係る条例の規定の統一化に伴う教育委員会所管の規則の一部改正の件でございます。

内容についてご説明をします。3 ページをお開きいただけますでしょうか。

一昨年、平成30年3月の定例会市議会におきまして、これまで条例で規定したり、要綱で規定したりと、取り扱いが統一されていなかった附属機関に関しまして、全てを条例で規定しましょうと整理をいたしました。関係する条例はこのときに承認をいただきまして制定をしているのですけれども、条例審議の中で、条例ごとに、真ん中にあります、会議の定足数でありますとか、会議の議決決定数、会議の公開・非公開、庶務担当部局の取り扱いが附属機関ごとにばらばらじゃないか、それは統一すべきじゃないかという指摘をいただいております。

この指摘につきまして、当局内で議論をいたしまして、今年、令和2年3月定例会市議会に係る条例の改正を行ったものでございます。当然ですけれども、教育委員会に関する附属機関の条例についても、例えば通学区域審議会でありますとか、そういった関係条例については改正をいたしましたけれども、それに伴いまして、教育委員会が所管しております規則の改正も必要になっております。

6 ページを開いていただけますでしょうか。

6 ページが奨学基金条例施行規則でございますけれども、先ほど説明しましたとおり、条例の中で、先ほどの定足数であるとか、そういったルールについては定めたものです。これまで施行規則の中で、先ほど説明した定めを持っていた部分について削除を行います。奨学基金条例施行規則でありますと、26条で、公開しないとしていましたけれども、これは条例の中で公開しないことをうたいましたので、規則の中では削除をさせていただきますということです。

続きまして、16 ページをお開きいただけますでしょうか。これは図書館規則でございますけれども、左側の改正前で、出席委員の過半数でこれを決定しという文言をこれまで規則の中でうたっておりますけれども、これも条例のほうに記載することにいたしましたので、規則のほうでは削除をしたいと思います。

奨学基金条例施行規則と図書館規則につきましては、所定の規則改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

#### 【西本教育長】

ただいまの説明につきまして、何かご質疑等ございますでしょうか。

今、奨学基金条例施行規則ということで、第26条の第1項は削除されたということですが、見出しが選考委員会の非公開という、ここは残るのですか。

はい、総務課長。

#### 【松尾総務課長】

今ご指摘の分は、事前配付資料の6ページのところになるかと思います。ご指摘の第26条の新しい佐世保市奨学生選考委員会の委員は、選考事情その他会議の内容並びに委員として知ることのできた個人の一身上の秘密を他に漏らしてはならないというところではありますが、確かに教育長ご指摘のとおり、この内容が見出しの選考委員会の非公開等というところとはちょっとかみ合わないところになるのかと思います。修正をしたいと思います。

【西本教育長】

ほかに委員の方からございませんでしょうか。

なければ、②につきましてはそのように決したいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

ありがとうございます。

それでは、③佐世保市奨学資金貸付条例施行規則の一部改正の件、それについて当局から説明をお願いいたします。

総務課長。

【松尾総務課長】

資料は、右上に当日配付②と書いております資料の2ページをお開きいただきますでしょうか。

奨学資金貸付条例施行規則の一部改正の件でございます。

同じく新旧対照表をごらんいただきたいと思います。5ページをお開きください。

先ほどの奨学基金貸付条例施行規則と同様の改正でございます。条例に記載してありました、これを公開しないというところを削除したいと思います。

22条の括弧書き、先ほどご指摘がありました選考委員会の非公開等というタイトルは修正をあわせてさせていただきたいと思っています。

6ページをお開きいただけますでしょうか。

規則のミスが見つかりましたので、改正をさせていただきたいと思います。

左側が改正前、右側が改正後、アンダーラインの部分が改正をするところでございます。奨学資金を貸し付けた場合、期限の利益に関する民法上の規定があります。奨学金の場合、こちらが請求をしないと期限の利益は喪失しないという制度設計の基条例は成り立っていますが、借用書の記載が、誤って、自動的にこちらが請求しなくても当然に期限の利益を失いという文言になっていましたので、右側改正後、佐世保市からの請求により期限の利益を失いますという規定のほうに修正をさせていただきたいと思います。

修正点は2点でございます。

【西本教育長】

ただいまの説明について、ご質疑等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

それでは、奨学資金の貸付条例規則の一部改正の件はこのように決したいと思います。

次に、④です。佐世保市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正の件、これについて説明をお願いいたします。

総務課長。

【松尾総務課長】

資料のほうは、事前に配付をしておりました、右上のほうに事前配付資料1と書いた資料でございます。

36ページをお開きください。

2月の定例会、定例の教育委員会のほうでご審議をいただきました、島瀬美術センターを特定社会教育機関として市長に管理を委ねるという案件に意見をいただきました。これにつきましては、異議なしと回答をいたしまして、3月19日に議会のほうで承認をいただきまして、正式に市長のほうに移管することになりました。これまで教育委員会が所管している島瀬美術センターについては、その管理運営を、ここで議案としてお示ししています補助執行規定に基づきまして市長部局にお願いしていたのですけれども、特定社会教育機関として、所管することになりましたので、この規則が必要なくなり、削除、廃止をさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。

【西本教育長】

ただいまの説明につきまして、ご質疑ございませんでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

これは先般から議論しておりましたものでございます。

それでは、特にないようでございますので、④の佐世保市教育委員会の権限に属する

事務の補助執行に関する規程の一部改正の件はそのように決したいと思います。

次に、⑤です。佐世保市学校運営協議会規則の一部改正の件、これについて当局の説明をお願いいたします。

学校教育課長。

**【陣内教育次長兼学校教育課長】**

当日配付②の43ページをお願いいたします。当日配付②の43ページ、議題⑤でございます。

佐世保市学校運営協議会規則の一部改正の件をお諮りするものでございます。

この佐世保市学校運営協議会規則でございますが、具体的には資料の46ページでございますとおり、今、小佐々地区の小佐々中学校、小佐々小学校、楠栖小学校に設置しておりますコミュニティ・スクールを設置していくための根拠となります学校運営協議会を定めている規則でございます。

今般の地方公務員法及び自治法の一部改正によりまして、非常勤職員が全て会計年度職員に改められました。これを受けまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのが文言整理をされまして、非常勤職員の欄が1条削除されました。そのことによって、地公共法のほうがずっと条文が一つずつ上がっていきまして、早い話が、47条の3がなくなったもので、それまで4だったのが3に上がって、5だったのが4に上がってという条文整理がなされまして、それに基づきまして、佐世保市学校運営協議会規則の根拠となっております地公共法の47条の6が47条の5に変わったというものでございます。単純な事務作業でございます。

これと同時に、過半数という表記と、半数以上という表記が各条例規則の中にまちまちになっておりまして、今、半数以上という表現に統一しようとしておりますので、あわせてこの条文も変えようというものでございます。

以上2点でございます。

**【西本教育長】**

ただいまの説明について、ご質疑ございませんでしょうか。

**【全委員】**

はい。

**【西本教育長】**

次です。⑥佐世保市立小・中学校及び義務教育学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の件について、これについての説明をお願いいたします。

学校教育課長。

**【陣内教育次長兼学校教育課長】**

同じく当日配付②の56ページ、議題⑥のほうをお願いいたします。

佐世保市立小・中学校及び義務教育学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定でございます。

新しく規則を制定させていただけないかということをお諮りするものでございます。

提案理由のところをごらんください。

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針が令和2年1月に制定され、教育職員の業務量の適切な管理等については、サービス監督を行う教育委員会が規則で定めることとされました。これが令和2年1月、本年の1月に文科省のほうの政令、告示という形で示されました。

これを受けまして、まず、任命権者である県の教育委員会のほうで、72ページをお開きいただけますか。

県の条例が改正をなされました。左側が改正後でございますが、その一番下の欄、第8条でございますが、これの2項目に、前号の措置については、給特法第7条に規定する指針に基づき、教育職員のサービス監督を行う教育委員会が規則で定める。早い話が、県教委は任命権者であるがサービス監督権者ではないので、県立学校については県教委が決めるけれども、義務教育、小中学校の教員については、サービス監督を行う市町教育委員会が規則で定めることというくだりになっております。これを受けまして、今回、佐世保市の教育委員会規則という形で定めたいというものでございます。

では、内容でございますが、一番わかりやすいのが、資料の58ページの上限時間の原則というものがございまして、第3条です。佐世保市教育委員会は、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間、早く言いますと超勤時間ですが、超勤時間をそこにあります(1)から(2)のように、1カ月45時間、それから1年間で360時間、第4条が、特別な場合でございますが、特別な場合においても、1カ月100時間未満、1年間で720時間未満。また、1年のうち1カ月の超勤が45時間を超える月数は6月、また連続する2月、3月、4月、5月及び6月のそれぞれの期間についての1月当たり平均を80時間というラインを定めるものでございます。

この数字につきましては、厚労省が示した数字に基づいて文科省が定めておきまして、同じものを、県教委も市教委も同じ基準で定めるというものでございます。ただ、罰則規定も何もございませんので、あくまでも目標数値であって、これを定めて終わりということではなくて、これを定めて、これに向けて実質的なケアで何ができるか、そこをしっかりと考えていかなければならない。そのための目標であるということでございます。

以上、提案でございます。

#### 【西本教育長】

ただいまの説明につきまして、何かご質疑等ございますでしょうか。

内海委員。

【内海委員】

59ページの第4条のところ、実は、私どもの自動車学校とか、観光事業とかあるんですけども、この中で平均して45時間というのはもう当然できなくて、忙しいときと暇なときでこの第4条における運用を私どももシフトしながらつくっているのですけれども、学校の場合はどうですか。その1年間、45時間ずっとということじゃなくて、忙しいとき、暇なときとあるかと思います。

【陣内教育次長兼学校教育課長】

国のほうもその動きをされておりました、おそらく令和4年度施行ぐらいでフレックスが導入されると。ただ、実際、超勤45時間を減らしたいということで、夏休みの勤務時間を短くして、4月とか忙しい時期の勤務時間を増やすということにしているのですが、数字上のうまくシェアして45時間を超える人を減らそうという話で、超勤時間の総数としては変わらないので、この仕組みに頼っているのは、働き方改革はできないと思っています。

【内海委員】

難しいですよ。

【西本教育長】

ほかにございますでしょうか。

【中島教育長職務代理者】

これは今、よく話題になっていますね。今どきの話題で、実際、各学校よく努力して数字が確実に落ちています。ただ、先ほど言われた令和4年度の変則勤務時間労働制が入ってくると、ある意味、超過勤務時間が見えなくなってくる心配があります。この制度の導入によって、むしろせっかく今やっていることが、逆に戻るんじゃないかなという不安も僕は個人的にはあります。この前、国会を通ったので、確実に令和4年から制度が導入されますが、この制度が導入されたときに、逆に危険かなという感じがするんですけど、何か見解があれば、どうですか。

【陣内教育次長兼学校教育課長】

勤務時間が減るのではなくて、出っ張りの表現方法が変わるだけですので、全く意味はないと思っています。ただ、一つ意味があるなと感じるのは、私もここに来て、ずっとこの何年間か超勤の話はずっと校長会でしてきているのですが、最初はできるわけがない、100時間超えるとは当たり前さという意見がありました。100超えんばクリアなんかできるわけなかないという話がほぼほぼ皆さんの中にあって、そのときは減らなかつたんですよ。100超えたら、絶対だめとって、それはあり得んと思わんばだめ。

あり得ると思っていたら減らんと。あり得んという意識を変えないと減らんとよという話をしてきたら、今年、激減しまして、100オーバーは小学校においてほぼゼロ、中学校においても、ほんとう、桁が一つ変わるぐらい減りました。

結局、これが令和4年にできて、数字上のマジックとしてもゼロというのが出てくれば、あ、ほんとうにゼロって達成可能なのね。したらいけんとなとみんなの空気が変わる、意識が変わる。そこだけを可能性は感じています。実質、フレックスが入ったからといって、実際減るわけではないと思っております。可能性としてはそこだけだと思います。意識が変わる。

【内海委員】

今からの問題ですね。

【中島教育長職務代理者】

いや、言われたように、実態としてすごくここ2、3年、意識は高くなり、実際の数値も減っていると思うんです。ただ、実際的に45時間はなかなか厳しいだろうと。今の先生方の仕事の中身から単純に考えても厳しいと感じます。特に、中学校の世界では以前から100時間を超える先生は珍しくなく、当たり前だという風潮も少なからずありました。ただ、それはまずい、そもそもまずいよねというような意見も多々あり、結果的に100時間を超えるような先生方が少なくなっている流れはとてもいいと感じています。ただ、今、議論している45時間は、現場にとっては、現実的に難しいと感じるラインで、むしろ数字だけが重くのしかかり、モチベーションが下がる先生も出る基準かなという感じもします。

【西本教育長】

それではお諮りをしますが、⑥の佐世保市立小・中学校及び義務教育学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の件について、そのように決定させていただきます。よろしいでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

次、⑦です。独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の一部改正の件、これについてご説明をお願いいたします。

学校保健課長。

【吉田学校保健課長】

資料は事前配付資料①の41ページから55ページまでが⑦議論の資料となります。

まず、41ページをお開きください。

41ページ、議題は記載のとおりでございます。

提案理由といたしまして、学校管理下における事故等に備えて、保護者さんから徴収いたしております共済掛金のうち、日本スポーツ振興センターの共済掛金制度の中で徴収いたしておりますけれども、一般児童生徒の額は設定しております、その掛け金額を設定はいたしておりますが、生活保護世帯の子供さんの額の設定がこれまでなされていなかったため、その共済給付を行う日本スポーツ振興センターから、係る事務の適正な執行を求める依頼がなされたことに伴い、今回この規則の一部を改正するものでございます。

提案内容につきましては、1、2に記載しておりますが、この部分につきましては、資料の43ページのほうに新旧対照表の形で記載をさせていただいております。資料43ページは、ただいまのアンダーラインの部分で、徴収金の第2条、(2)の生活保護法に監護される者は20円、口として、上記以外の者460円ということに新たに規則の改正を行います。

第3条のほうでも、生活保護法云々による要保護者の部分を単に要保護者という記載に変えさせていただきます。

資料46ページから45ページは、今回改正を行うに至りましたその経緯と申しますか、その背景となるところ、スポーツ振興センターからの各自治体公立学校の設置者宛てに出された事務の適正化を求める議題の資料となります。

内容が、ちょっとボリュームが多いので、かいつまんで簡単に申し上げますが、本市の場合は、生活保護の世帯のお子様につきましては、まず、日本スポーツ振興センターのほうで、一般の児童さん一人につき共済掛金は920円、生活保護世帯のお子さんについては40円という規定がなされております。本市におきましては、その掛金の920円の半分を保護者の負担、要するに920円の半分の460円を保護者さんから共済掛金の徴収分としていただく。残りの460円を市のほうで、その分は市のほうで持って、センターのほうに掛金として支払います。

これまで、先ほど申し上げましたとおり、保護世帯の子供さんについては、その規定は、お金をその世帯から取らないとしておりましたので、そこに対する具体的に保護世帯のお子さんの掛金は幾らですよという規定はなかったのですけれども、センターに対しては40円の掛け金という決まりがありますので、市のほうで40円払っておったわけなんですけれども。国の法律の中で、保護世帯のお子さんの掛金の保護者負担相当分は国の補助対象になって、その補助率に応じた額がこの立てかえを行っている自治体に対して、センターを通じて、間接補助みたいな形で戻ってくるような制度設計となっております。

今回、会計検査院のほうでスポーツ振興センターのほうで検査に入られた中で、同じように保護世帯からは掛金はいただきませんよとしている関係で、保護世帯の掛金の額を、大体多くの自治体の負担金は幾らですよ。でもそれは免除ですよという形にしている自治体は、ほとんどそこは本市と同じように何も取らないんだからというところでも

う書いていなかったのですが、ただ、会計検査院の指摘では、その掛金がまず幾らで、保護世帯は幾らで、それを免除しますという形でないと、国としては法律の制度上、その補助金として交付、適正な補助の交付の執行にかなわないということで指摘をセンターのほうから受けられておりました、自治体に対して、学校設置者に対して、この規則の整理をきちんと書くことを、保護世帯の方も掛金が幾らと、そこは明記をしないというところを規則の中できちんと指導してくださいということでございましたので、その依頼に基づき、事務の適正執行を図るため、今回、規則の改正を提案させていただくものでございます。

説明は以上でございます。

**【西本教育長】**

ただいまの説明につきまして、ご質疑等ございますでしょうか。

私から聞いていいですか。

ということは、例えば、センターに納付する金は、佐世保市が納付するわけ、保護者から集めたお金を。するときに、今まではこの通常の460円の子供たちの数を納めていたのですか。

学校保健課長。

**【吉田学校保健課長】**

一般のお子さんの、今、教育長がおっしゃられた460円とともに、その保護世帯のお子さんの40円、集めていたのはおっしゃられていたとおり一般の世帯のお子さんの460円ということです。保護世帯の方の40円相当分はもちろん免除でございますので、集めることはなくて、市のほうが丸々という言葉があれかどうか、丸々市のほうでセンターのほうに納めていたということです。

**【西本教育長】**

それは改正後も変わらないのですか。

**【吉田学校保健課長】**

それは変わらないです。金額が変わるわけではなくて、その保護者負担相当分を市のほうが立てかえを行っていることに対して、国の補助の、その法律上は市が立てかえを行っている部分に対しては、保護世帯の方の子供さんたちの部分については補助で充たしましょうということです。

**【西本教育長】**

ということは、センターに入っていくお金も変わらない。

**【吉田学校保健課長】**

はい。

【西本教育長】

保護者の負担も変わらない。

【吉田学校保健課長】

はい。

【西本教育長】

文言は整理されて、20円を規定はさせていただいたということですね。

【吉田学校保健課長】

はい、そういうことです。

【萩原委員】

お金はどういう、その封筒か何かで集めているのですか。実際的にはどういうふうになっているのですか。

【西本教育長】

学校保健課長。

【吉田学校保健課長】

学校のほうで徴収を、子どもは直接保護者さんに納付書等を配るわけではありませんで、学校のほうで一括して徴収されています。

【萩原委員】

じゃあ、その要保護の方は、払わないという、わかっちゃうわけですね、クラスの中で。そういうふうな集め方をされているわけなのですか。ちょっと私、現場がわかりませんけど。

【西本教育長】

学校教育課長。

【陣内教育次長兼学校教育課長】

いろんな徴収物を学校で集めますので、要保護家庭、準要保護家庭は集めないという分がかなりあります。子どもたちにはそれがわからないような形で、特にそういった部分は密封した封筒で渡したり、そういった配慮をしております。

【萩原委員】

そういう配慮はしている。わかりました。

【西本教育長】

給食費もそうですけど、将来的には学校で現金を扱わないということでもって、今言ったように、どの子が要保護家庭かというのはわからないような対応が必要ですね。

【萩原委員】

そうですね。

【西本教育長】

それではお諮りしますが、⑦の独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の一部改正の件については、そのように決してよろしゅうございますでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

では、そのようにしたいと思います。

次です。⑧佐世保市博物館島瀬美術センター条例施行規則の廃止の件について、説明をお願いいたします。

社会教育課長。

【小田副理事兼社会教育課長】

議題⑧につきましては、当日配付②の73ページをごらんください。右上に議題⑧となっております。よろしいでしょうか。

佐世保市博物館島瀬美術センター条例施行規則を廃止する規則の制定の件ということでございます。

この件、先ほど総務課長のほうからも話がありました、今年以降の分とも少し絡みもありますし、もともとは先月、2月14日の前教育委員会で議決をいただきました島瀬美術センター条例の一部改正の件ということを端に発しております。

ご承知のとおり、島瀬美術センターにつきましては、市長部局のほうの施設ということに移管するというのを2月14日の前教委の中で議決いただき、その関係条例を改正することについて議決をいただきました。これに連動しまして、そこにぶら下がっております規則、その島瀬美術センターの運用を条例からさらに細かく、使用の条件であるとか、許可証であるとかというものを定める規則があるわけですけど、これは教育委員会規則というもので定めておりました。今回、その大もとの条例が市の管理、市長の

管理になるという条例に変わっておりますので、教育委員会規則というものを廃止するという手配をしないといけなくなっております。

これに関しては、この後、報告いたします規則の制定という部分にも関連があるのですけれども、市長のほうで、ここにつきましては関連について新たな規則というのを制定して制定されますので、この廃止を行うものでございます。

廃止をする条文につきましては、74ページについております。条文を読み上げますが、佐世保市博物館島瀬美術センター条例施行規則（昭和58年教育委員会規則第5号）を廃止するという規則を制定させていただいて、もともとの教育委員会規則を廃止させていただきたいということで提案をするものでございます。

施行期日につきましては、条例施行と合わせての令和2年4月1日にこれを廃止するというので提案するものでございます。

よろしく願いいたします。

**【西本教育長】**

ただいまの説明につきまして、ご質疑はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

**【全委員】**

はい。

**【西本教育長】**

それでは、8番目の佐世保市博物館島瀬美術センター条例施行規則の廃止の件についてはそのように決したいと思えます。

最後になりましたけれども、⑨で、佐世保市立図書館運営方針の件ということで、説明をお願いいたします。

図書館長。

**【坂口図書館長】**

資料のほうは、事前配付資料2をお願いいたします。

事前配付資料2の1ページをお願いいたします。

こちらの運営方針につきましては、2月の定例教育委員会のほうでご協議をお願いしたものでございます。

策定の趣旨といたしましては、図書館の設置及び運営上の望ましい基準に基づきまして、図書館の果たすべき機能と役割、運営の方向性を明確にするために策定し、令和2年度から施行するものです。

図書館協議会のほうからご意見等をいただきまして、大きくは三つご意見をいただいております。

まず、2ページをお願いいたします。

2 ページ真ん中、基本目標Ⅰ、多様な情報を提供・発信する図書館ということで、以前は発信という文言を加えておりませんでした。そうしましたところ、情報を発信する重要性というところが必要だということで、提供だけではなく、あらゆる市民、図書館を利用する人だけでなく、利用されていない方へも可能な限り発信していくという視点が必要だということで、発信という文言を加えております。

続きまして、3 ページをお願いいたします。

基本目標Ⅱの心豊かな人生を応援する図書館の中で、特に乳幼児サービス、ブックスタートの実施ということで、ブックスタートの必要性を重点的に取り組んでほしいということでした。本に触れる習慣を育むことがどうしても大切だろう。読書活動の質の高まり、そういったことに寄与するのはこういう事業であるということ。そのためには、小さいときから読書の習慣をつけてくださいと、幼児のころからここに載っている重要性というのを引き続き継続してやってほしいということで、ここに重点を置かれておりました。

それから、3 点目なのですが、4 ページをお願いいたします。

(8) 学校との連携でございます。現在も学校司書との連携というのをやっております。その中で、学校と図書館をつなぐ学校司書さん、そういった役割は、子供と本をつなぐということでも重要ですので、さらに学校司書とのコミュニケーションを綿密にやってほしいということで、学校司書さんを対象とした講演会の開催とか、研修会とか、そういったところにプラス学校教諭とかそういった方を加えていただいて、先生も学校司書さんがこういうことをやっているんだよ、できるんだよということ認識した上で、学校の中でも連携をとってほしいということのご意見をいただいております。

今まで、図書館の方向として、イベントごとにチラシとかで開催日をご案内し、前回の実績等、その都度ご報告しておりましたけれども、これをつくることによって、総括してイベント等を報告して、それから皆様からご意見をいただいて、それを踏まえながら、今後、改善を加えて運営していくということで、年に1回、必ず報告を総括的にさせていただくということで運営をしてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

説明のほうは以上です。

#### 【西本教育長】

ただいま図書館からの説明につきまして、委員の皆さんからご質疑はありませんでしょうか。

#### 【中島教育長職務代理者】

KPI についてちょっと素朴な疑問なんですけれども、実際にこの方針は、1 ページにベン図が描いてありますように、第3次教育振興計画の部分集合になってますよね。したがって、このKPI というのは、5 ページの4 に書かれている生涯学習拠点の云々の利用者数ですね。その中で、第3次計画の平成30年度と令和5年度の目標値と

というのは、当然これまでの実績からいって少し上がっている数になっています。157万人とか、少しずつ上がってきてます。

実態的に、今本当にいろんな取組を充実されていて、いろいろな面で伸びている部分というのはすごくあると感じています。それで、図書館の実際の利用者数についても、これはずっと37万4,000人というのが目標にされているのですが、平成26年からずっと右肩上がりで、少しずつ増えています。だから、それは実際に図書館の運営されている方も実感されていると思うし、この目標値は実績としても少し伸びているわけなので、少しずつでも伸びた数字というのは出せないんでしょうか。実際に維持するというのも大変と思うんですけども、数値上の相関から考えれば、こういうふう to 実際的に伸びているのに、何でここが横ばいなのかなと、素朴な疑問を感じるんですけど。その辺の考え方を教えていただければと思います。

【西本教育長】

図書館長。

【坂口図書館長】

平成26年度は32万8,000人ということで、27年度が33万7,000と若干増えておりました、28年度はそこからまた33万3,000と若干減っている状況です。その後、29年度に祝日開館と夜間開館の拡大をしました。そこで、一気にぼんと増えたような状況になっています。そこで36万8,000という分を超えました。その後、30年度に37万3,000人ということで、今のレベルまで上がっている状況であります。

実はイベント等が、今、職員が目いっぱいやっている状況で、おそらくこれ以上はイベントは増やせないという状況を把握したときに、これを最低ラインとして維持するというのが一番基本じゃないかなと。だから、これを増やすのはもちろんやるのですが、最低これは維持しましょうというラインで今設定しているという状況です。

【中島教育長職務代理者】

わかりました。

【西本教育長】

よろしゅうございますか。

【西本教育長】

社会教育課長。

【小田副理事兼社会教育課長】

生涯学習施設の利用者数というものが、教育振興基本計画の中で微増ではあるけれど

も、上げている状況があるわけですよ。ここには生涯学習施設、これはスポーツ施設もありますけれども、いわゆる少子高齢化の中で、なかなか利用者というものは単純には伸びないという状況がある。いわゆる、かなり、ほとんどの施設については横ばいというふうなこと。これを何とか維持していこうということの目標の中にあるのです。

何が伸びているのかと申しますと、公民館、コミュニティセンターに移行しようとしている。公民館ですよ。こちらがコミュニティ施設として、いわゆる地域と連携しながら、新たな展開をしていくということを含めて少しずつ上げていくんだ。いわゆる新たな要素という部分はそのに見出している状況があって、通常であれば、今、一生懸命頑張っても、単純に人口が少しずつ減っていつている状況の中では、落ちていくことのほうが基本にあるものですから、維持するということがとても重要なことだという、その根底の中でKPIというのは設定をさせていただきました。

以上です。

#### 【西本教育長】

例えば、確かにマンパワーとかイベント的なものとして、今が目いっぱいフル稼働ですよということで、現状を維持するというに徹したいという趣旨かなと思っているんですけど。図書館というとは、それはそれでわかるんですけど、やっぱり貸し出す冊数とか、訪れるとはイベントを目がけてくるのかどうなのかというのもちょっとあって。

そういう意味では、例えば、読みに来る人は増えてもよかわけですよ。マンパワーが別に要るわけでもなかけんが。そういう意味では、今、図書司書も少し増えましたし、読みに来る人、借りに来る人は増やしてもいいのかなという気持ちはあります。蔵書の充実とかいう、魅力ある本がたくさんあるということにすれば、マンパワーは特に要らない部分も出てくるのかなという気がします。頑張っていたいただければと思います。

#### 【合田委員】

はまゆう号とかを、移動図書館の利用者もこれに入っていますか。この年間利用者数に。

#### 【西本教育長】

図書館長。

#### 【坂口図書館長】

これは来館者のみです。

#### 【合田委員】

来館者のみですよ。とか、図書館の司書さんが小学校とかに出向いて、出前授業とかをなさってくださるじゃないですか。あれでかわった児童生徒数とかももちろん入っていないですよ、そしたらこれには。

【坂口図書館長】

そうですね。

【合田委員】

来館者数のみということで、このKPIは出されているということなんですよ。

【西本教育長】

図書館長。

【坂口図書館長】

これはあくまでも図書館に来館いただいた数ということでの数値となっております。年間の来館者ですね。それで、学校の利用とか、そういったところについては、学校支援のほうの関係で、そういった図書館から派遣した数というのはずっと上がってきている状況であります。

【合田委員】

そうですね。

【坂口図書館長】

ですので、逆に図書館でお子さんに貸すのではなくて、学校に持って行って、学校で使ってもらいたいということで、できるだけシフトさせて、子供さんに本に触れ合うというのは、また提供していきたいと思っております。

【合田委員】

ありがとうございます。

【内海委員】

早岐の図書館はもちろん入っていないということ。そのところを教えてください。

【坂口図書館長】

この数字は市立図書館本館の来館者数のみです。

【内海委員】

何かほかの地域のやつも、今、別に出ないんですけど、どのくらいあるのか。それによって、何か分析するといろいろなものが見えてくるかもしれないなと思って。今、合田委員も言われたことも含めて。全体はこうで、そのうちその本部のほうがこうで、早岐がこうで、数値をもしよければお願いします。

【西本教育長】

そういった本館のみじゃなくて、付随する施設についての条件をしっかりとって、内容を分析して今後につなげていただければという要望があったということで進めていきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

ありがとうございます。

それでは、以上で議題は終わります、（４）の協議事項ということで、令和３年度使用中学校教科用図書採択についてということで、説明をお願いいたします。

学校教育課長。

【陣内教育次長兼学校教育課長】

事前配付資料３をお願いします。事前配付資料３でございます。

まず、７ページをお開きください。

教科書採択の原則でございますが、義務教育小学校の教科書採択につきましては、国のほう等でかなり細かい定めがございます。根拠法は、この３番のほうにずらっと書いておりますが、こういったものをクリアしながらという話になるのですが、原則、一番上に書いておきますとおり、政令で定める期間４年間に１回ずつ教科書の採択があります。

４年間で原則であるんですが、新たに教科領域が発生、教科が発生した場合は、その都度というので、道徳が発生しましたので、道徳の採択がございました。

また、学習指導要領の改訂に伴いまして、教育課程が新たに実施されるときも、その内容に基づいた教科書が新たに編成されますので、そういったことから、このところ、４年間ほど連続でずっとしていただいているような状況でございます。

来年度が残念ながらまた中学校の教育課程が全面刷新されますので、今回が教科書採択の年になるということでございます。

教科書採択につきましては、教育委員会の先決事項になりますので、ずっとこのような形で方針を決裁いただきながら答申いただきたいと思っておりますが、今回は、来年度の今回の教科書採択の流れについての方針を議決いただきたいということでご提案をさせていただきます。

今後の進め方の根拠になります部分は、資料の１４ページでございます。佐世保市の教科用図書採択審議委員会条例をしんしゃくしながら、参酌しながらの作業になってまいります。これを用いまして、済みません、行ったり来たりして申しわけありませんが、１ページをお願いいたします。

採択、一番上が最終的な部分でございますが、そこに至る道筋といたしましてご提案させていただき進め方としまして、まず、調査員を置いて、それぞれの教科書の調査を実施させる。調査員につきましては、教育研究会、国語、数学、理科、社会、それぞれの教育研究部がありますので、その部員さんたちを活用していただきまして、それぞれの教科書の研究をしていただき、調査をしていただく。なお、その折には、県の教育委員会も調査物を作成いたしますので、そういったものも参考にしながらでございます。

それを受けて、その調査物を受けまして、選定委員会でそれぞれの教科ごとに2ないし3の教科書を選んでいただく。この選定委員会につきましては、中学校の校長、義務教育学校も含めませんが、それから各教育研究会の教科研究会長等10名程度で編成をしたらいかがかと考えております。

ここで2ないし3を選んでいただきまして、それをもとに、採択審議委員会、ここは学識経験者、保護者代表、地域住民代表、それから学校関係者、教育委員会事務局の職員等10名で編成組織をいたしまして、選定委員会で選ばれた二、三者の中から、またさらに二、三者を中心に研究を深めていただいて、その結果を受けて、採択審議委員会の報告を受けて、教育委員会のほうで最終的に1社ずつを選んでいただくという形でいかがかと考えております。

昨年の小学校の全科の採択につきましても、このような形で方針を決裁いただきまして進めさせていただいたのですが、その折に話題になったのが、2者から3者を選ぶときにどのような選び方をするのか。1、2、3と順位づけをしたほうがいいのか、順位はつけずにいったほうがいいのか。また、順位をつけない場合も、よさ、長所等をフラットに、わからんように、差がないように言ったほうがいいのか。順番はつけずとも、中身はきちんといいのはいい、この辺はよくないという順位づけが想像できるのですが、そのような形がいいものなのか。この三つのパターンの中でどれがいいのだろうなという事は毎回話題にはなっているところでございます。

以上、済みません、要らんことまで申しましたが、そのあたりを含めて、このような流れでよろしいか、また、二、三者の出し方をどのような形で求めるかというあたり、特にご議論いただければと思います。

#### 【西本教育長】

ただいまの説明につきまして、委員の皆さんからご意見等ございますでしょうか。

#### 【陣内教育次長兼学校教育課長】

2者から3者の取り扱い、いかがでしょうか。

#### 【合田委員】

私たち、傍聴させていただくじゃないですか。雰囲気で見るとわかるときもあれば、よくわからないときもある。審議委員会での議論がわからないと、私たちが決めるときにすごい時間かかりましたよね。

【西本教育長】

学校教育課長。

【陣内教育次長兼学校教育課長】

私もこれまで何度となくかかわらせていただいたのですが、端的に申しますと、順番をつけて上げていただくと、教育委員会の独自性が損なわれる可能性がありまして、採択審議委員会が1と言いきるとば、ひっくり返すというのはやっぱり厳しい。だから、ここでのご意見をものすごく発揮していただくためには、フラットで、1、2、3をつけずに上げていただいたほうがいい。

ただし、その選定理由をおっしゃっていただくときに、それは差がないようにわざとおっしゃっていただくと、いよいよわかりにくくなるので、折衷案ではないんですが、1、2、3の順番はつけないけれども、いいところはいい、よくないところは、気になったところは気になるという形で、意見はフラットではなくて、という形が一番進捗しやすいのかなと思います、そのような進め方でどうでしょうか。

【西本教育長】

今説明いただいたように、2者から3者、特に順番はつけないんだけど、明確によさ、悪さについては説明をしていただく中で、我々としての判断をするというやり方でよろしゅうございますか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

それでは、そのように進めたいと思います。

以上で協議事項まで全て終了いたしました。ここからは私、ちょっと別件の会議でどうしても出なくちゃいけないので中座をいたします。あとは中島職務代理に進行をよろしくお願ひしたいと思います。

【中島教育長職務代理者】

それでは引き続き、(4)の協議事項が終わりましたので、5番の報告事項に進めていきたいと思います。①の「夏休みの友」の在り方の部分につきまして説明をお願いします。

学校教育課長。

【陣内教育次長兼学校教育課長】

事前配付資料の4をお願いいたします。

「夏休みの友」のあり方に対する経緯でございますが、平成31年の2月、ちょうど1年前でございましたが、そのときに教育委員会のほうから小学校の教育研究会のほうに検討していただきたいという諮問をいたしました。資料は1ページでございます。その折にご報告は差し上げておったかと思うのですが、「夏休みの友」が昭和45年から半世紀、姿を変えずに脈々と続けられてきておったと。このような状況が変わってきている中で、ほんとうに必要なものは何なのか、「夏休みの友」がそもそも必要なのか。そういったところも含めて諮問いたしました。

それにつきまして、今般、2月17日に答申が、お返しいただいたものが2ページからでございます。2ページからがずっと文言表現で長く書いてございますので、中身を要約させていただきましてのがゼロページになります。またゼロページに戻ってください。

答申の概要でございますが、「夏休みの友」につきましては今後も継続するほうが望ましい。

理由としては、保護者の教育費の負担軽減、それから健全かつ有意義な夏休みを過ごすための情報ガイド的なものを市内共通の内容で示すことに意義があるのではないかと。そのようなことから、平成3年度版の夏休みから、夏休みの過ごし方の情報ガイドブックという役割を中心に担う。そのようなことから、計算とか漢字などのドリル的なページは削除します。また、新しい学力観に基づいた課題を別に用意をいたします。自由研究のページにつきましても、研究の進め方やまとめ方などのガイド的な示し方のみとして、自由研究をする子供たちは、模造紙にしたり、ノートにしたり、そのような形でそれぞれ学校で考えていくと。

そのようなことによって、副次的なものとしましても、回収後の教師の点検、添削作業が効率化されることや、「夏休みの友」を編集するための業務が改善されていったりするということ。また、「夏休みの友」の内容を精選することで懸念される学力面については、各学校において実態に応じた必要な課題を準備していくということで補っていくという方向性が示されました。

これに基づいて、令和3年度版の「夏休みの友」については、全面的な編集のやり直しという形になっていくと思っております。

昨年度、教科書検定のときにも見ていただいたように、今、QRコード等を使って、どんどんスマホ等を使って新たな情報を導くための窓、タブレット端末的な使い方が必要だろうと思っておりますので、そのような形、市内の学習施設とか、いろんな博物館とか、そういったものの情報とかをどんどん取り込めるようなガイドブック的なものにつくり直していきたいと思っております。

以上、ご報告でございました。

#### 【中島教育長職務代理者】

今、「夏休みの友」についての在り方について説明がございました。何かお尋ね等はございますか。ありませんでしょうか。

【萩原委員】

一番最初の「夏休みの友」の理由の保護者の教育費の経済的負担軽減というのは、実際どうということなんでしょうか。

【陣内教育次長兼学校教育課長】

そもそも、「夏休みの友」が発生した経緯としては、市販のドリル等を買ってほしいという、家庭の負担感というものがありました。また、いろんなところを調査してみたのですが、今でも「夏休みの友」を編集して、保護者に買っていただいている市町村もあるみたいです。そのようなことがやっぱりありますので、一定のものは、必要最小限のものは公費で印刷して無償配付というものも残しておく必要があるのかなと当時考えられたものでございます。

【中島教育長職務代理者】

よろしいでしょうか。ほかにありませんか。  
公費で出しているのは長崎市うちだけですよね。

【陣内教育次長兼学校教育課長】

「あじさいノート」というのが長崎市がつくっているものです。それと佐世保市の「夏休みの友」、以上二つだけです。

【中島教育長職務代理者】

二つ目の新型コロナウイルス感染症にかかる公民館利用への影響についてということで、②ですけれども、説明をお願いします。  
社会教育課長。

【小田副理事兼社会教育課長】

資料は当日配付の③ですね。こちらの1ページ、見開きを開いていただいて、1ページをごらんください。ご承知のとおり、学校の休業につきましては、教育委員の皆様も詳細について逐次情報は提供されている状況なんですけれども、公民館、いわゆる社会教育施設の地域施設の最たる部分にある公民館について、情報がなかなか出していない状況がありましたので、ご報告ということで示させていただきました。

学校教育臨時休業に合わせて、公民館につきましても、利用について自粛のお願い、それから注意喚起というものを行ってまいりました。公民館での主催講座、これは全中止をしている状況があるわけなんですけれども、その結果で利用者がどういう状況に今あるのかなというのを中間的にお示ししているものがこの1ページでございます。

公民館、年間105万人が使われます。ですから、毎月9万人ぐらいが利用されている状況があるんですけれども、その中で、ここにお示ししておる数字というものは、利

用をとめて減ることが見込まれる件数、人数というのをに入れております。公民館は予約の上、定期利用団体、もしくはいついつ借りたいという方が予約の上、そして当日使用して何人使ったのかということを出していただくわけですが、その予約というものが取り消されたことによってどういう影響が出ているのかということを示しております。

結論としましては、合計の欄を見ていただければと思いますけれども、キャンセルがあって利用停止になっている状況というものが1,813件、それによって利用される人数が減るであろうと思われるのが4万798件、これが3月分ということでの見込み数でございます。

なお、定期利用団体の方々にいわゆる利用をやめてくださいという自粛までは至っていないのですが、注意喚起の上、集団活動ということについて、その活動の是非についてご検討の上、ご利用くださいという注意喚起をしておりましたところ、大体利用団体数というのは1,000団体ぐらいあるんですけれども、利用休止ということで申し出られたのが464件、活動されているのは601件ということで、4割程度、ここに休止率43.6%と書いてあります。4割程度の活動団体の方々、サークルさんたちが利用を休止し、自粛をされているという状況があります。

なお、これは3月現在という、3月末の見込みということで入れておりますが、3月25日からまたこの自粛という部分についても継続、それから高校生以下の分についても自粛をしてくださいという、利用の自粛をしてくださいというお願いをしておったのですが、こちらについては感染予防、三つの条件という、密室、密集、それから言葉、近くで、近接での会話、こういうことのない活動ということ、それから感染予防ということをしっかりした上でだったらご利用くださいという緩和をしながらも、感染予防に努めながら公民館は運営をしている状況でございます。

#### 【中島教育長職務代理者】

以上、報告でございましたけれども、何かお尋ねはございませんでしょうか。

なければ、引き続きまして、島瀬美術センター条例施行規則制定に関する協議についてということで、これも社会教育課長、お願いします。

#### 【小田副理事兼社会教育課長】

それでは、同じく当日配付資料の2ページ、先ほどの資料を1枚めくっていただいて、2ページのほうをごらんください。報告事項③ということでございます。

佐世保市博物館島瀬美術センター条例施行規則をここに公布するという資料がついております。この資料、少し多うございまして、23ページまでございます。こちら、先ほどの議題にもありました教育委員会規則であります島瀬美術センター条例の施行規則、こちらを廃止することの協議の中で、そもそも新たに市長部局での市長による規則の制定が必要ということ。この協議を出されたところで、市長部局のほう、これは具体的には企画部が市長によって規則を公布するというのをなされましたので、この分につい

での報告でございます。

こちら、どんな規則、今までの教育委員会規則とどう違うのかなというところを新旧対照で説明させていただきます。12ページ以降になりますけれども、左側が改定前の教育委員会規則、右側が改訂後の市長によります施行規則でございます。12ページ以降、ずっと続いているのですけれども、改定内容としましては、教育委員会が定めていた、教育委員会がという権限の部分が、市長がというふうに変わっている。それから、文言整理として、喫煙に関する条件であるとか、その辺の文言が変わっているだけで、運用内容というものは現段階のところでは変わっていません。いわゆる権限が市長に移ったということ、これを明確に示すために文言整理されたという状況のところにとどまっています。こういう規則を4月1日から施行させたいということ、させるということでの市長部局のほうから資料をいただきましたので、報告をいたします。

【中島教育長職務代理者】

これについては前回から説明があっっているとおりでございますので、特にございませんでしょうか。

【全委員】

はい。

【中島教育長職務代理者】

それじゃあ、引き続きまして、文化財課長お願いします。  
鎮守府のDVDの販売についてです。

【山口文化財課長】

資料は当日配付③の引き続いてですね、24ページでございます。

説明に入ります前に、先週3月19日に福井洞窟出土品につきまして、国の文化審議会からの国重要文化財に指定すべきということで、文化財＝＝答申がなされたということでお知らせをさせていただきました。今後、官報告示というのがありまして、それで正式に指定ということになってまいります。ガイダンス施設も来年オープンいたしますので、その中で皆様にもご披露できればということで考えています。先ほどから教科書の話も上がっているのですけれども、いずれ教科書に出るような＝＝図ってまいりたいと思っておりますので、皆様のご支援をお願いしたいと思っております。

それでは、24ページの説明をさせていただきます。

日本遺産「鎮守府」映像作品のDVDの販売についてでございますが、平成29年度に一度、日本遺産「鎮守府」のDVDを作製しております。ホームページのほうでも平成30年6月から公開をしている状況がございます。令和元年度が佐世保鎮守府開庁・佐世保港開港130年の記念の年ということでございましたので、新たにリニューアルを加えまして販売をしていきたいと考えております。

内容でございますが、1番目にDVDの内容ということで、上から六つまでは従来もございました。新たに港編というのを12分追加している状況があります。それぞれに、冒頭だけなのですが、ナレーションを加えております。ダイジェスト版は6分全てナレーションをかけているのですが、ほかのものは冒頭だけナレーションを入れております。

販売価格につきましては、以前、クリアファイルのお話もしたところであるのですが、実費に対しまして枚数で割った金額ということになっております。1枚当たり2,200円ということで、限定300枚＝ ＝一人1枚限りでございます。

販売場所については、まだ拡大をするようなところまでは至っていない状況がございまして、文化財課とうつわ歴史館で行いたいと思っております。それ以外につきましては郵送販売ということで、郵送の取り扱いをさせていただきたいと＝ ＝。

その他としまして、市のホームページのほうに、英語のバージョンをつくりまして、4月に公開できればと考えているところでございます。

この販売につきましては、広報させぼの4月号等に掲載しまして、5月1日から販売開始ということで周知を行っていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

【中島教育長職務代理者】

説明がございましたけど、お尋ねはございませんでしょうか。

【全委員】

はい。

【中島教育長職務代理者】

それでは、引き続きまして、文化財課のほうから、任用職員の補充についてということで。

【山口文化財課長】

続きまして、25ページをお開きいただきたいと思います。

冒頭のほうで、佐世保市では、文化財の調査・保護・活用のためにフルタイム会計年度任用職員を募集しますということになっておりますが、2月に正規職員の募集を実施したところですが、2名募集ということで、採用も2名決定していた状況がございましたが、1名の方が一身上の都合でご辞退されたというような状況になりました。その欠員の状況を補充するということでの①番の募集と、②番目が、10月から福井洞窟ガイダンス施設の開館準備を本格的に始めたいと考えております。こちらのほうの人員も1名ということで、予算化をしているところでございます。今この学芸員の募集というのが、非常に募集を行っても手を挙げていただく方が少ないという状況がありますので、この①番だけという欠員状況の募集をしても、なかなか応募していただける方は少ないのではないかとということを見越しまして、①番目の欠員補充とガイダンスの職員をあわせて

募集を行っていきたいと考えたのがこの募集要項でございます。

応募資格の中の（１）で学校教育法における４年制大学を卒業した人で学芸員資格を有する人ということで記載しておりまして、従来はほぼ考古学の学芸員の資格を持っていた人ということで縛りをかけていたのですけれども、いずれガイダンス施設も見ていただくということを含めば、博物館課程の学芸員の方でもいいんじゃないかということで、門戸を広げている事情がございます。

資料が２６ページになりますが、募集の期間としましては、８番目に応募方法ということでお示ししておりまして、今回の定例教育委員会が終わりましたら、２７日から募集いたしまして、４月１５日までと、短い期間ですけれども、募集を行いたいと思いません。順調にいけば５月１日からの採用ということで考えてまいりたいと思っております。説明は以上でございます。

【中島教育長職務代理者】

以上、説明がございましたけれども、お尋ねはございませんでしょうか。

【全委員】

はい。

【中島教育長職務代理者】

最後になりますけれども、オリンピックの聖火リレーの延期について。これについては、昨日、総務課長のほうから連絡をいただきましたけれども、資料がないということですが、スポーツ振興課長、何かありますでしょうか。

【嶋田スポーツ振興課長】

昨日、教育委員の皆様にはEメールにてご報告したところでございますが、３月２４日の夜に関係者による協議が行われまして、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大しているという状況を踏まえて、東京オリンピックとパラリンピックを１年程度、遅くても２０２１年夏までに開催するということが延期が決定されました。それに伴いまして、今日から福島県からスタートする予定だった聖火リレーも延期になりましたので、佐世保市では５月９日に開催を予定しておりました聖火リレーも延期になっております。

オリンピックの開催がいつなのかというのは、今、協議をなされておりますので、そこで開催日が決まりましたら、逆算して１２１日前から聖火リレーがスタートしますので、そしたら佐世保の聖火リレーも日程が決まると思いますので、その際はまたご連絡をさせていただこうと思っております。

あと、もう既にごらんになられたかもしれませんが、広報させぼの４月号に交通規制を行いますということで折り込みチラシを入れているんですよね。その分については、現在、広報誌の５月号であるとか、市のホームページ、SNSを通じて、もう中止になりましたので、聖火リレーもありませんし、交通規制自体も行いませんということで周

知を図っていこうとしているところです。

報告でございます。

【中島教育長職務代理者】

いいですか。質問ございませんでしょうか。

【中島教育長職務代理者】

それでは、案件は全て終わりましたので、以上をもって3月の定例の教育委員会を終わりたいと思います。

その後、次回開催予定日を確認し、終了となった。

----- 了 -----